

令和 2 年 3 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 15 号	長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	・・・ 1
第 16 号	長門市部課設置条例の一部を改正する条例	・・・ 3
第 17 号	長門市印鑑条例の一部を改正する条例	・・・ 10
第 18 号	長門市固定資産評価審査委員会条例及び長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	・・・ 13
第 19 号	長門市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 15
第 20 号	長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	・・・ 17
第 21 号	長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 24
第 22 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・ 27
第 23 号	長門市漁港管理条例の一部を改正する条例	・・・ 30
第 24 号	長門市営住宅条例の一部を改正する条例	・・・ 32
第 25 号	長門市交通指導員条例を廃止する条例	・・・ 39
第 26 号	長門市ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例	・・・ 40
第 27 号	新市建設計画の変更について	・・・ 41
第 28 号	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について	・・・ 42
第 29 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 45
第 30 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 45
第 31 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 45
第 32 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 45
第 33 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 45
第 34 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 45
第 35 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・ 46
第 36 号	長門市教育委員会委員の任命について	・・・ 47

長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

1 条例制定の背景と目的

現在の自治体と住民との争訟においては、住民訴訟の結果、市長、委員会の委員等、職員（以下「市長等」といいます。）が自治体に対して個人として負担し得ないような巨額の損害賠償責任を負うことがあります。

一方で、訴訟の係属中又は判決後に、議会が自治体の長等に対する損害賠償請求権の放棄を議決することにより、議会の判断の妥当性が問題とされることもあります。

新地方自治法では、こうした現代における問題を解決するため、条例で定めることにより、自治体の長等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができるようになりました。（令和 2 年 4 月 1 日施行）

こうしたことから、本市においても地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員等又は職員の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について条例で必要な事項を定めるものです。

2 長等の賠償の責任が免除される条件及び免除される額

次の条件を満たす場合、市長等の損害賠償責任の一部を免除

(1) 市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき

※一般的には、違法な職務行為によって、市に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合をいうものですが、その判断は、最終的には住民訴訟等を通じ、裁判所によって、条例の適用の判断の中でなされることとなります。

(2) 法第 243 条の 2 の 2 第 3 項による賠償の命令の対象となる者でないとき

※法第 243 条の 2 の 2 第 3 項による賠償の命令の対象となる者は、会計職員及び予算執行職員等が、故意又は重大な過失（現金は、故意又は過失）により、保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又は使用に係る物品を亡失し、又は損傷し、市に損害を与えたと認められる場合は、市長は監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無やその賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならないと定められており、この規定に基づき命令の対象となる職員は、この条例の適用外となります。

(3) 賠償の責任を負う額から、政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上で条例で定める額を控除して得た額を免除する。（参酌基準＝十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容。）

免除される額＝判決により賠償の責任を負う額－条例で定める額（※）

※条例で定める額が、市長等が賠償の責任を負う限度額となります。

条例で定める額＝一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額×次の区分に応じて設定する数

【区分に応じて設定する数】

区分	設定する数
市長	6
副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	4
農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長	2
職員	1

※条例で定める額の算定方法については、地方自治法施行令で定める参酌基準どおり

【参考】

会社法及び独立行政法人通則法における役員等の最低責任限度額

根拠法令	役職	最低責任限度額
会社法	代表取締役、代表執行役	報酬の6年分
	それ以外の取締役、執行役、執行役社外取締役、会計参与、	報酬の4年分
	監査役、会計監査人	報酬の2年分
独立行政法人通則法	代表権を有する役員	報酬の6年分
	それ以外の役員	報酬の4年分
	監事、会計監査人	報酬の2年分

3 施行期日

令和2年4月1日

※これらの規定は、施行の日以後の長等の行為に基づく損害賠償責任について適用

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第 5 次組織改編計画に基づき、交流人口の拡大等による地域経済基盤の強化を図るため、本年 4 月から経済観光部の体制強化及び効率性・実効性ある組織の構築に向けて再編を行うことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 経済観光部の 4 課を産業戦略課、農林水産課、観光政策課の 3 課に再編（第 1 条関係）
- (2) 再編後の事務分掌を規定（第 2 条関係）

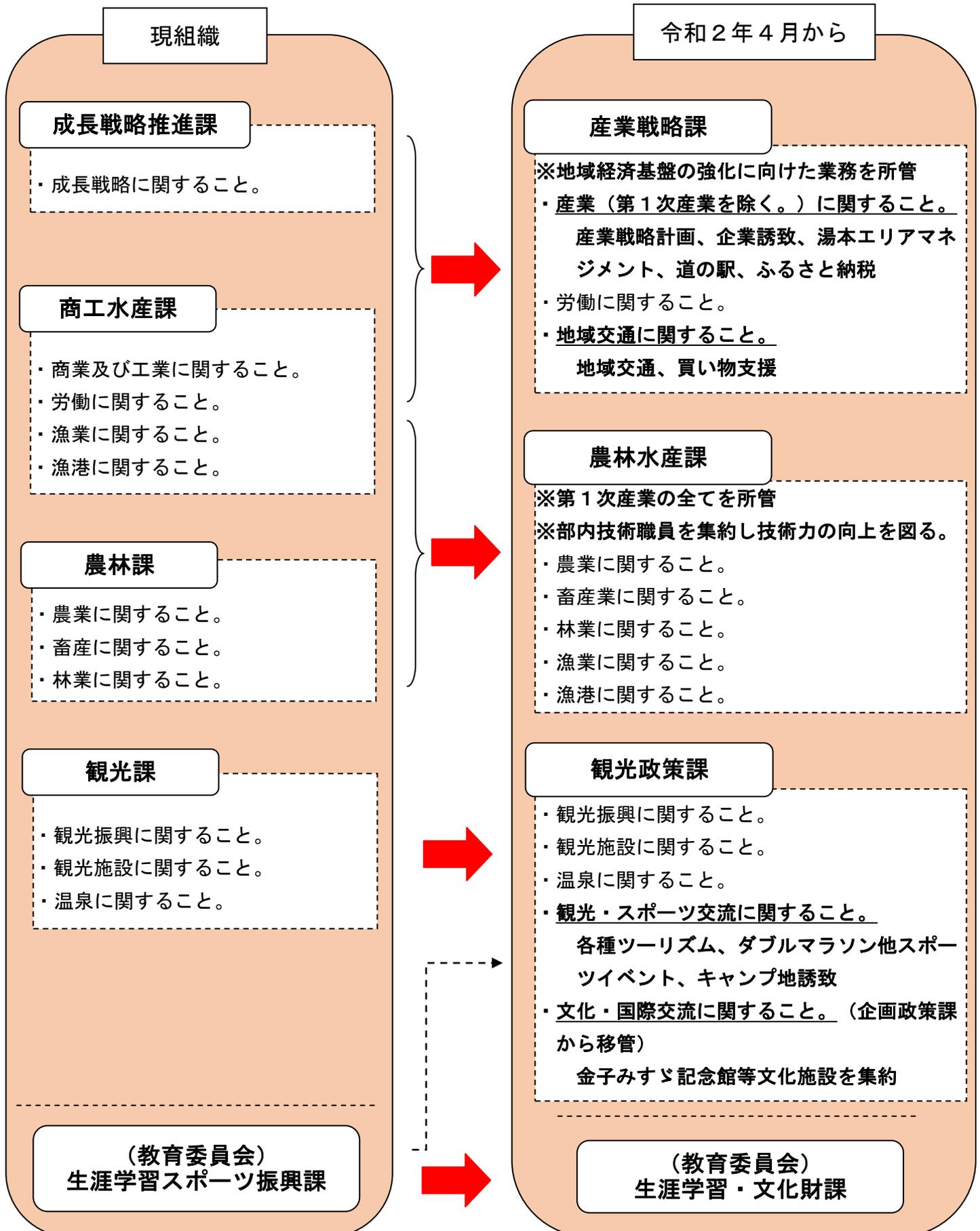
※詳細については、別紙のとおり

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 その他

- (1) 再編による課名の変更や教育委員会部局から市長部局への事務の移行に伴い、本条例の附則において関係する次の 5 条例の規定をそれぞれ改正
 - ・長門市林業・木材産業構造改革事業協議会条例
 - ・長門市農業振興協議会条例
 - ・長門市くじら資料館条例
 - ・長門市村田清風記念館条例
 - ・長門市湯本温泉保護開発委員会条例
- (2) 所掌事務の整理に伴い、教育委員会部局の課名を変更
生涯学習スポーツ振興課 ⇒ 生涯学習・文化財課



長門市部課設置条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(部及び課の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 経済観光部</u></p> <p>ア 産業戦略課</p> <p>イ 農林水産課</p> <p>ウ 観光政策課</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 2 条 部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務部</p> <p>ア 企画政策課</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 経済観光部</u></p> <p>ア 産業戦略課</p> <p><u>(ア) 産業(第 1 次産業を除く。)に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(イ) 労働に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(ウ) 地域交通に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p>イ 農林水産課</p> <p><u>(ア) 農業に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(イ) 畜産業に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(ウ) 林業に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(エ) 漁業に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(オ) 漁港に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p>ウ 観光政策課</p> <p><u>(ア) 観光振興に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(イ) 観光施設に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(ウ) 温泉に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(エ) 観光・スポーツ交流に</u></p> <p><u>関</u></p> <p><u>する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(オ) 文化・国際交流に</u></p> <p><u>関</u></p> <p><u>する事</u></p> <p><u>こと。</u></p>	<p>本則</p> <p>(部及び課の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 経済観光部</u></p> <p>ア 成長戦略推進課</p> <p>イ 商工水産課</p> <p>ウ 農林課</p> <p>エ 観光課</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 2 条 部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務部</p> <p>ア 企画政策課</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 文化振興に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 経済観光部</u></p> <p>ア 成長戦略推進課</p> <p><u>(ア) 成長戦略に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p>イ 商工水産課</p> <p><u>(ア) 商業及び工業に関する</u></p> <p><u>事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(イ) 労働に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(ウ) 漁業に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(エ) 漁港に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p>ウ 農林課</p> <p><u>(ア) 農業に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(イ) 畜産に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(ウ) 林業に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p>エ 観光課</p> <p><u>(ア) 観光振興に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(イ) 観光施設に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>(ウ) 温泉に関する事</u></p> <p><u>こと。</u></p>

こと。 (4) (略)	(4) (略)
----------------	---------

附則第 2 項の改正

長門市林業・木材産業構造改革事業協議会条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則 (庶務) 第 7 条 協議会の庶務は<u>農林水産課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (庶務) 第 7 条 協議会の庶務は<u>農林課</u>において処理する。</p>

附則第 3 項の改正

長門市農業振興協議会条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則 (庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、<u>農林水産課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、<u>農林課</u>において処理する。</p>

附則第 4 項の改正

長門市くじら資料館条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則 (事業) 第 3 条 長門市くじら資料館(以下「資料館」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) その他<u>市長</u>が特に必要と認める事業 (管理) 第 4 条 資料館は、<u>市長</u>が管理する。 (入館料の減免) 第 8 条 <u>市長</u>は、特別の理由があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>本則 (事業) 第 3 条 長門市くじら資料館(以下「資料館」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) その他<u>長門市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が特に必要と認める事業 (管理) 第 4 条 資料館は、<u>教育委員会</u>が管理する。 (入館料の減免) 第 8 条 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。</p>

<p>(入館の制限)</p> <p>第 9 条 <u>市長</u>は、入館者(入館しようとする者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第 10 条 入館者は、その責めに帰すべき理由により、資料館の資料、施設設備又は備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、<u>市長</u>の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>(資料の利用)</p> <p>第 11 条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究をする者で、特に資料を利用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を得て資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、_____規則で定める。</p>	<p>る。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第 9 条 <u>教育委員会</u>は、入館者(入館しようとする者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第 10 条 入館者は、その責めに帰すべき理由により、資料館の資料、施設設備又は備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、<u>教育委員会</u>の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>(資料の利用)</p> <p>第 11 条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究をする者で、特に資料を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を得て資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--	---

附則第 5 項の改正

長門市村田清風記念館条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 村田清風記念館(以下「記念館」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が特に必要と認める事業</p>	<p>本則</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 村田清風記念館(以下「記念館」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>長門市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認める事業</p>

(管理)

第 4 条 記念館は、市長が管理する。

(施設の使用)

第 8 条 記念館の設置目的を達成するため、研修室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

3 市長は、使用を許可する場合において管理上必要な条件を付することができる。

(観覧料等の減免)

第 9 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第 7 条の観覧料又は前条の使用料を減免することができる。

(入館及び使用の制限)

第 10 条 市長は、入館者又は使用者(入館又は使用をしようとする者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館又は観覧若しくは使用を拒み、又は退館を命じることができる。

(1)～(5) (略)

(損害賠償の義務)

第 11 条 入館者又は使用者は、その責めに帰すべき理由により、記念館の遺品等、民俗資料、施設設備又は備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときはこの限りでない。

(遺品等又は民俗資料の利用)

第 12 条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究をする者で、特に遺品等又は民俗資料を利用しようとする者は、市長の許可を得て遺品等又は民俗資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。

(管理)

第 4 条 記念館は、教育委員会が管理する。

(施設の使用)

第 8 条 記念館の設置目的を達成するため、研修室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

3 教育委員会は、使用を許可する場合において管理上必要な条件を付することができる。

(観覧料等の減免)

第 9 条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、第 7 条の観覧料又は前条の使用料を減免することができる。

(入館及び使用の制限)

第 10 条 教育委員会は、入館者又は使用者(入館又は使用をしようとする者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館又は観覧若しくは使用を拒み、又は退館を命じることができる。

(1)～(5) (略)

(損害賠償の義務)

第 11 条 入館者又は使用者は、その責めに帰すべき理由により、記念館の遺品等、民俗資料、施設設備又は備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむをえない理由があると認めるときはこの限りでない。

(遺品等又は民俗資料の利用)

第 12 条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究をする者で、特に遺品等又は民俗資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を得て遺品等又は民俗資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年 2 月 1 日自治振第 10 号通知）の一部が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑の登録を受けることができるよう改正。（第 2 条関係）

印鑑登録を受けることができない者として規定していた「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者（15 歳未満の者を除く。）」に改める。

(2) その他条文の整理（第 5 条及び第 6 条関係）

3 施行期日

公布の日

長門市印鑑条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(登録の資格)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15 歳未満の者及び意思能力を有しない者(15 歳未満の者を除く。)については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第 6 条 市長は、第 4 条の規定による確認を終わったときは、直ちに当該登録申請者にかかわる印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記</p>	<p>本則</p> <p>(登録の資格)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15 歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第 6 条 市長は、第 4 条の規定による確認を終わったときは、直ちに当該登録申請者にかかわる印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記</p>

載がされている場合にあっては氏名及び当該通称) (4)～(7) (略) 2 (略)	載がされている場合にあっては氏名及び当該通称) (4)～(7) (略) 2 (略)
---	---

長門市固定資産評価審査委員会条例及び長門市証明等手数料条例の
一部を改正する条例

1 改正の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことから、条文中で同法を引用している条項について、所要の改正を行うもの。

2 改正する条例

- (1) 長門市固定資産評価審査委員会条例
- (2) 長門市証明等手数料条例

3 改正の内容

- (1) 条文中に引用する法律の名称の変更
「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更
- (2) 条文中に引用する上記法律の条項を変更
第3条第1項を第6条第1項に変更
第4条第1項を第7条第1項に変更

4 施行期日

公布の日

第 1 条による改正

長門市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(書面審理)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成 14 年法律第 151 号) <u>第 6 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(書面審理)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成 14 年法律第 151 号) <u>第 3 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3~5 (略)</p>

第 2 条による改正

長門市証明等手数料条例新旧対照表

改正後	現行																																		
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>(その 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">書面の写し等交付手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成 14 年法律第 151 号) <u>第 7 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合</td> <td>用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>備考 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種別	金額	(略)			書面の写し等交付手数料	(略)		<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成 14 年法律第 151 号) <u>第 7 条第 1 項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円		備考 (略)		(略)			<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>(その 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">書面の写し等交付手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成 14 年法律第 151 号) <u>第 4 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合</td> <td>用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>備考 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種別	金額	(略)			書面の写し等交付手数料	(略)		<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成 14 年法律第 151 号) <u>第 4 条第 1 項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円		備考 (略)		(略)		
種類	種別	金額																																	
(略)																																			
書面の写し等交付手数料	(略)																																		
	<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成 14 年法律第 151 号) <u>第 7 条第 1 項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円																																	
	備考 (略)																																		
(略)																																			
種類	種別	金額																																	
(略)																																			
書面の写し等交付手数料	(略)																																		
	<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成 14 年法律第 151 号) <u>第 4 条第 1 項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円																																	
	備考 (略)																																		
(略)																																			

長門市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

会計年度任用職員については、新地方公務員法第 31 条の規定によるサービスの宣誓が必要となることから、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

地方公務員法第 31 条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう規定を新設（第 2 条関係）

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

長門市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則 (職員のサービスの宣誓) 第 2 条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>本則 (職員のサービスの宣誓) 第 2 条 (略) (新設)</p>

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により特別職非常勤職員の対象となる職の要件が厳格化されたため、会計年度任用職員へ移行するなど職の整理が必要となったことから、所要の改正を行うほか、本市の福祉関係業務に関わる医師の報酬額との均衡を図るため生活保護嘱託医の報酬額を改めるとともに、長門湯本温泉みらい振興基金の処分について審議するため設置する長門湯本温泉みらい振興評価委員会委員の報酬について定めるもの。

また、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、従来の役割である農地法などによる審議決定業務に加えて、農地等の利用の最適化の推進に関する活動（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入）を行うことが明確化されたことから、農業委員会の会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、農地利用最適化推進に係る活動及び成果の実績に応じた報酬を設定するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 第1条による改正

ア 会計年度任用職員制度の創設に伴う改正

(ア) 本条例で規定する非常勤の職員から会計年度任用職員を除く旨規定
(第1条関係)

(イ) 費用弁償のうち通勤手当に関する規定を削る。(第5条関係)

従来、公民館等の非常勤職員については、費用弁償として通勤手当を支給してきたが、制度導入に伴い該当の職員は会計年度任用職員に移行するため、通勤手当の上限額を定める規定を削る。

(ウ) 別表で規定する報酬を受ける者のうち、制度創設に伴い特別職の非常勤職員として任用できない次の者を規定から削る。(別表関係)

伝送交換主任技術者	線路主任技術者	金子みすゞ記念館館長
金子みすゞ記念館副館長	金子みすゞ記念館主任兼企画員	金子みすゞ記念館学芸員
香月泰男美術館館長	香月泰男美術館学芸員	ラポールゆや館長
交通安全推進協議会委員	登記嘱託員	消費生活相談員
母子・父子自立支援員	家庭児童相談員	障害福祉相談員
介護認定支援員	ファミリーサポートセンターアドバイザー	地域包括支援センター主任専門員

地域包括支援センター専門員	母子保健コーディネーター	相談支援包括化推進員
農業連絡員	教育支援センター長	教育支援センター相談員
少年安全サポーター	教育相談員	社会教育指導員
文化財保護指導員	公民館長	日置農村環境改善センター所長
宗頭文化センター所長	図書館長	給食センター所長
くじら資料館館長	村田清風記念館長	

イ 生活保護嘱託医の報酬額の変更（別表関係）

別表中生活保護嘱託医（一般）の月額報酬の額を次のとおり変更

改正前の報酬の額：月額 90,000 円

改正後の報酬の額：月額 110,400 円

ウ 長門湯本温泉みらい振興評価委員会委員に関する規定を追加（別表関係）

別表に長門湯本温泉みらい振興評価委員会委員の報酬の額を月額 5,000 円と規定（別表関係）

（2）第 2 条による改正

農業委員会に関する報酬の額の改正

基本報酬額に加え、実績加算額（能率給）として市長が別に定める額を追加（別表関係）

3 施行期日

2（1）の改正については、令和 2 年 4 月 1 日

2（2）の改正については、令和 2 年 7 月 20 日

4 その他

2（2）の改正により、従来の農業委員会に関する月額報酬（基礎報酬額）に加えて、活動に応じた実績加算額を支給することができるため、委員等の活動の活性化が図られる。

なお、実績加算額の支給に関する詳細については、新たに規則を定める予定である。

また、この条例の施行に関しては、令和 2 年 7 月 19 日に現委員等の任期が満了となるため、令和 2 年 7 月 20 日より任命される新規委員等を対象とする。

長門市報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正後	現行																																
<p>第 1 条による改正</p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づき非常勤の職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給について定めるものとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の費用弁償の額は、別表に掲げるところによる。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第 2 条、第 5 条関係)</p> <p>非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 35%;">報酬</th> <th style="width: 40%;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>選挙長、開票管理者</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">一般職の職務にある者の旅費相当額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ケーブルテレビ放送番組審議会委員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(削る)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬	費用弁償	(略)			選挙長、開票管理者	(略)	一般職の職務にある者の旅費相当額	(略)	(略)	ケーブルテレビ放送番組審議会委員	(略)	(削る)			<p>第 1 条による改正</p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づき非常勤の職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)_____第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給について定めるものとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の費用弁償の額は、別表に掲げるところによる。<u>この場合において、月額報酬を受ける職員(監査委員を除く。)</u>については、当該費用弁償の月の総額が長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)第 10 条の 6 に規定する通勤手当の月の額を超えるときは、当該通勤手当の月の額を費用弁償の額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第 2 条、第 5 条関係)</p> <p>非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 35%;">報酬</th> <th style="width: 40%;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>選挙長、開票管理者</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">一般職の職務にある者の旅費相当額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ケーブルテレビ放送番組審議会委員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伝送交換主任技術者</td> <td>月額 53,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬	費用弁償	(略)			選挙長、開票管理者	(略)	一般職の職務にある者の旅費相当額	(略)	(略)	ケーブルテレビ放送番組審議会委員	(略)	伝送交換主任技術者	月額 53,000	円
区分	報酬	費用弁償																															
(略)																																	
選挙長、開票管理者	(略)	一般職の職務にある者の旅費相当額																															
(略)	(略)																																
ケーブルテレビ放送番組審議会委員	(略)																																
(削る)																																	
区分	報酬	費用弁償																															
(略)																																	
選挙長、開票管理者	(略)	一般職の職務にある者の旅費相当額																															
(略)	(略)																																
ケーブルテレビ放送番組審議会委員	(略)																																
伝送交換主任技術者	月額 53,000	円																															

(削る)
(削る)
(削る)
(削る)
防災会議委員 (略)
(略)
交通指導員 (略)
(削る)
職員懲戒審査委員会委員 (略)
(削る)
(削る)
国民健康保険運営協議会委員 (略)
(略)
老人ホーム入所判定委員会委員 (略)
(削る)
(削る)
(削る)

線路主任技術者	月額	53,000円
金子みすゞ記念館	館長	年額 1,000,000円
	副館長	月額 135,500円
	主任兼企画員	月額 116,500円
	学芸員	月額 163,000円
香月泰男美術館	館長	月額 135,500円
	学芸員	月額 163,000円
ラポールゆや館長	月額	135,500円
防災会議委員	(略)	
(略)		
交通指導員	(略)	
交通安全推進協議会委員	日額	5,000円
職員懲戒審査委員会委員	(略)	
登記嘱託員	月額	200,000円
消費生活相談員	月額	157,300円
国民健康保険運営協議会委員	(略)	
(略)		
老人ホーム入所判定委員会委員	(略)	
母子・父子自立支援員	月額	135,400円
家庭児童相談員	月額	108,200円
障害福祉相談員	月額	138,000円

(削る)		
(削る)		
民生委員推 薦会委員	(略)	
生活保 護嘱託 医	一般	月額 <u>110,400</u> 円
	精神	月額 14,500 円
保育園嘱託 医	(略)	
(略)		
子ども・子 育て会議委 員	(略)	
(削る)		
(削る)		
(削る)		
長門湯本温 泉みらい振 興評価委員 会委員	日額	<u>5,000</u> 円
観光基本計 画審議会委 員	(略)	
(略)		
優良繁殖雌 牛導入保留 選定委員	(略)	
(削る)		
住宅入居者 選考委員会 委員	(略)	

介護認定支 援員	月額	<u>157,300</u> 円
ファミリー サポートセ ンターアド バイザー	月額	<u>135,400</u> 円
民生委員推 薦会委員	(略)	
生活保 護嘱託 医	一般	月額 <u>90,000</u> 円
	精神	月額 14,500 円
保育園嘱託 医	(略)	
(略)		
子ども・子 育て会議委 員	(略)	
地域包 括支援 センタ ー	主任 専門 員	月額 <u>163,000</u> 円
	専門 員	月額 <u>157,300</u> 円
母子保健コ ーディネー ター	月額	<u>163,000</u> 円
相談支援包 括化推進員	月額	<u>163,000</u> 円
(新設)		
観光基本計 画審議会委 員	(略)	
(略)		
優良繁殖雌 牛導入保留 選定委員	(略)	
農業連絡員	年額	<u>17,500</u> 円に農家1戸 当たり600円 を加えた額
住宅入居者 選考委員会 委員	(略)	

(略)			(略)		
生涯学習まちづくり推進協議会委員	(略)		生涯学習まちづくり推進協議会委員	(略)	
(削る)			教育支援センター長	月額	135,500円
(削る)			教育支援センター相談員	日額	7,500円
(削る)			少年安全サポーター	月額	135,000円
(削る)			教育相談員	月額	60,000円
(削る)			社会教育指導員	月額	82,500円
(削る)			文化財保護指導員	月額	116,500円
スポーツ推進委員	(略)		スポーツ推進委員	(略)	
(削る)			公民館長	月額	135,500円
(削る)			日置農村環境改善センター所長	月額	135,500円
(削る)			宗頭文化センター所長	月額	135,500円
(削る)			図書館長	月額	135,500円
(削る)			給食センター所長	月額	165,300円
(削る)			くじら資料館長	月額	135,500円
(削る)			村田清風記念館長	月額	135,500円
幼稚園嘱託医	(略)		幼稚園嘱託医	(略)	
(略)			(略)		
第2条による改正			第2条による改正		
別表(第2条、第5条関係) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額			別表(第2条、第5条関係) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償

農業 委員 会	会長	基礎報 酬額	月額 4 2,000 円	特別職 の職務 にある 者の旅 費相当 額
		実績加 算額 (能率 給)	市長が 別に定 める額	
	会長職 務代理 者	基礎報 酬額	月額 3 1,000 円	
		実績加 算額 (能率 給)	市長が 別に定 める額	
	委員	基礎報 酬額	月額 2 8,000 円	
		実績加 算額 (能率 給)	市長が 別に定 める額	
	農地利 用最適 化推進 委員	基礎報 酬額	月額 2 5,000 円	
		実績加 算額 (能率 給)	市長が 別に定 める額	
(略)				
(略)				
農業 委員 会	会長		月額 42,000 円	特別職 の職務 にある 者の旅 費相当 額
	会長職 務代理 者		月額 31,000 円	
	委員		月額 28,000 円	
	農地利 用最適 化推進 委員		月額 25,000 円	
(略)				
(略)				

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

- (1) 児童福祉法の改正に伴い、条文中の用語を改めるもの。
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、同省令中の設備運営基準が、市町村が従うべき基準から参酌すべき基準へ変更されたことから、放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 用語の変更（第 7 条及び第 10 条関係）
条例中の用語「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改める。
- (2) 経過措置期間の延長（附則第 2 条関係）
放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置の終了日を国基準である「平成 32 年 3 月 31 日」から「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

3 施行期日

- (1) 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> <p>第 7 条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、<u>相談援助業務</u>に熱意のある者であって、できる限り<u>相談援助業務</u>の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業生等」という。)であって、2 年以上<u>相談援助業務</u>に従事したものである。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 この条例の施行の日から<u>令和</u></p>	<p>本則</p> <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> <p>第 7 条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、<u>児童福祉事業</u>に熱意のある者であって、できる限り<u>児童福祉事業</u>の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業生等」という。)であって、2 年以上<u>児童福祉事業</u>に従事したものである。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 この条例の施行の日から<u>平成</u></p>

7年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、賦課限度額及び軽減判定基準について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料の基礎賦課額及び介護納付金に係る賦課限度額の引上げ

ア 基礎賦課限度額（第 18 条の 6 関係）

現行：61 万円 ⇒ 改正後：63 万円

イ 介護納付金賦課限度額（第 18 条の 12 関係）

現行：16 万円 ⇒ 改正後：17 万円

(2) 国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る軽減判定所得基準の引上げ

被保険者数に乗ずる金額を次のとおり引き上げる。

ア 5 割軽減対象世帯（第 22 条第 1 項第 2 号関係）

現行：28 万円 ⇒ 改正後：28.5 万円

イ 2 割軽減対象世帯（第 22 条第 1 項第 3 号関係）

現行：51 万円 ⇒ 改正後：52 万円

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

※改正後の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用

※令和元年度以前の年度分の保険料については、従前のおり

長門市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第 18 条の 6 第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の基礎賦課額と第 18 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。)は、<u>63 万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第 18 条の 12 第 18 条の 8 の賦課額は、<u>17 万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>63 万円</u>を超える場合には、<u>63 万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に <u>28 万 5 千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算</p>	<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第 18 条の 6 第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の基礎賦課額と第 18 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。)は、<u>61 万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第 18 条の 12 第 18 条の 8 の賦課額は、<u>16 万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>61 万円</u>を超える場合には、<u>61 万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に <u>28 万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算</p>

した額

ア・イ (略)

- (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 52 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「63 万円」とあるのは「19 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 8」と、「63 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。

した額

ア・イ (略)

- (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 51 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「61 万円」とあるのは「19 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 8」と、「61 万円」とあるのは「16 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。

長門市漁港管理条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

漁港漁場整備法第 34 条第 4 項の規定に基づき、漁港の維持管理に関する模範的な運用方針として国が定めている模範漁港管理規程例の改正に伴い、条例で規定する漁港施設の占有許可の期間を延長するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

占有許可の最長期間を次のとおり延長（第 9 条関係）

【変更前】

1 月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、3 年）以内

【変更後】

10 年以内

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

長門市漁港管理条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則 (占有の許可等) 第 9 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の占有の期間は、<u>10 年</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>	<p>本則 (占有の許可等) 第 9 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の占有の期間は、<u>1 月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3 年)</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

公営住宅管理標準条例および民法の一部改正に伴い、市営住宅の入退去に関する手続き等について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 既存入居者における住み替え要件の緩和（第 5 条関係）
 - ・考慮する要件に「世帯構成及び心身の状況」を追加
- (2) 優先的に入居させることができる者の要件の緩和（第 9 条関係）
 - ・優先的に入居させることができる者に「寡夫」を追加
- (3) 認知症である者の収入申告義務を緩和（第 14 条及び第 15 条関係）
 - ・認知症により収入申告ができない者については、市が調査を行い家賃を決定できる。
- (4) 退去時の原状回復について（第 21 条及び第 22 条関係）
 - ・原状回復の現行制度を維持し、入居者に原状回復義務があるものを具体的に定め、契約書等に明示する。
- (5) その他条文の整理

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

長門市営住宅条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 3 章 市営住宅の管理 (公募の例外)</p> <p>第 5 条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、<u>既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第 1 項に規定する者のうち、<u>20 歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)、引揚者、炭鉱離職者、老</u></p>	<p>本則</p> <p>第 3 章 市営住宅の管理 (公募の例外)</p> <p>第 5 条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 3 項若しくは第 4 項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業_____</p> <p>_____又は都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、<u>又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第 1 項に規定する者のうち、<u>20 歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心</u></p>

人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第 2 項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(家賃の決定)

第 14 条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、市営住宅の入居者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者その他省令第 8 条で定める者に該当する者に限る。)が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び法第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第 2 条で定めるところにより、法第 34 条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第 9 条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(収入の申告等)

第 15 条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第 7 条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による収入の申告又は法第 34 条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第 9 条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第 2 項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(家賃の決定)

第 14 条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(収入の申告等)

第 15 条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第 8 条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による収入の申告 _____

 _____に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第 21 条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き、市の負担とする。

2 (略)

3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第 1 項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 22 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第 1 項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 (略)

2 市長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額又は令第 10 条の基準により定めた金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第 31 条 第 29 条第 1 項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として

4 (略)

(修繕費用の負担)

第 21 条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 (略)

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第 1 項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 22 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第 1 項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 (略)

2 市長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額_____を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第 31 条 第 29 条第 1 項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項_____の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として

支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項又は第 3 項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第 33 条 第 29 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項及び第 4 項並びに第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第 36 条 市長は、第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 (略)

(公営住宅建替事業による家賃の特例)

第 39 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃

支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項_____に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第 33 条 第 29 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項及び_____第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第 36 条 市長は、第 14 条第 1 項_____、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 (略)

(公営住宅建替事業による家賃の特例)

第 39 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃

が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 40 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第 5 章 法第 45 条第 2 項に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)

(家賃)

第 53 条 第 50 条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2・3 (略)

(準用)

第 54 条 第 50 条の規定による市営住宅の使用については、第 51 条から前条までに定めるもののほか、第 4 条、第 5 条、第 8 条から第 13 条まで、第 16 条から第 28 条まで、第 36 条から第 42 条まで及び第 57 条の規定を準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前 2 条」とあるのは「第 52 条」と、第 17 条第 1

が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項_____、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 40 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項_____、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第 5 章 法第 45 条第 2 項に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)

(家賃)

第 53 条 第 50 条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第 14 条第 1 項_____、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2・3 (略)

(準用)

第 54 条 第 50 条の規定による市営住宅の使用については、第 51 条から前条までに定めるもののほか、第 4 条、第 5 条、第 8 条から第 13 条まで、第 16 条から第 28 条まで、第 36 条から第 42 条まで及び第 57 条の規定を準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前 2 条」とあるのは「第 52 条」と、第 17 条第 1

項中「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、第 36 条第 1 項中「第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明渡し of 請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第 53 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

項中「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、第 36 条第 1 項中「第 14 条第 1 項_____、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明渡し of 請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第 53 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

長門市交通指導員条例を廃止する条例

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員の任用が厳格化され、交通指導員を特別職非常勤職員として任用することができなくなるため、条例を廃止するもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 今後の対応

交通指導員の業務は、交通安全の取組に関する関係機関等と密接な連携のもと、街頭における交通指導その他の交通安全活動を行うものであり、交通安全確保等の観点から引き続き必要と考えています。

したがって、交通指導員の任用を、特別職非常勤職員から私人への業務の委託に変更することとします。

変更にあたっては、要綱を整備するとともに、業務の実施に係る費用については、報償費にて予算を措置する予定としております。

長門市ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例

1 趣旨

当基金の設置目的である農村地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援については、日本型直接支払制度など国や県の補助事業を活用して事業を実施していることから、基金の設置目的を果たしたものとして、条例を廃止するもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 その他

当基金については、本年度末に当基金に属する現金の全てを処分し、第 25 回全国棚田サミット開催経費の財源に充当します。

新市建設計画の変更について（概要）

1 新市建設計画とは

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）いわゆる合併特例法により、合併する市町村が合併前に作成することになっている計画で、新市の将来のビジョンや施策の方向性について定め、計画内に事業計画を位置づけることで合併特例債など国からの財政支援を受けることができるものです。

<合併特例債とは>

新市建設計画に基づく事業のうち、合併市町村の速やかな確立や均衡ある発展を図るための事業などに充てることのできる地方債で、事業費に対する充当率は95%、元利償還金の70%が普通交付税として措置される。

2 計画変更について

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年4月25日）が施行されたことに伴い、合併特例債の発行期間が5年間延長可能となったことから、計画期間を延長することで、合併特例債の発行期間を延長するもの。

合併特例債の発行限度残額が12億円程度あり、計画期間を延長することで、後年度においても合併特例債を活用することが可能となります。

3 計画の変更点

(1) 計画期間の延長

※制度改正範囲内で、最大限（5年間）延長し、計画期間を20年間とする。

(2) 財政計画の変更

※中期財政見通しに基づき変更する。令和6年度については、中期財政見通し範囲外のため、令和5年度数値と同額で掲載。令和2年度以降の歳入不足分については、繰入金で調整。

4 その他

今後、合併特例債の充当が想定される事業が、現計画の記載内容に含まれると判断できることから、事業の追加等については行わないこととする。

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

1 趣旨

令和 2 年 4 月 1 日から公平委員会事務を共同処理する団体に、山陽小野田市を加えること及び会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、市議会の議決を求めるもの。

2 改正の内容

- (1) 公平委員会事務を共同処理する団体に「山陽小野田市」を追加
(別表第 2 の 8 関係)
- (2) 非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の対象とする非常勤の職員を次のように変更 (別表第 3 関係)

団 体	対象とする非常勤の職員	
	変更後	変更前
宇部市	<ul style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員 	<ul style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法第 22 条第 5 項の規定により任用された臨時職員 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により任用された臨時職員 3 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法第 22 条第 5 項の規定により任用された臨時職員 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により任用された臨時職員 3 山口市非常勤職員任用事務要領の規定により任用された嘱託職員
山陽小野田市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員	山陽小野田市臨時職員等の給与に関する規則に規定される臨時職員

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

山口県市町総合事務組合格約新旧対照表

新		旧	
別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第3条関係)		別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第3条関係)	
共同処理する 事務	共同処理する団体	共同処理する 事務	共同処理する団体
1 略	略	1 略	略
2 略	略	2 略	略
3 略	略	3 略	略
4 略	略	4 略	略
5 略	略	5 略	略
6 略	略	6 略	略
7 略	略	7 略	略
8 第3条第 8号に規定 する事務	下松市、光市、長門市、柳 井市、美祢市、 <u>山陽小野田 市</u> 、周防大島町、和木町、 上関町、田布施町、平生町、 阿武町、柳井地区広域消防 組合、周東環境衛生組合、 玖珂地方老人福祉施設組 合、玖西環境衛生組合、熊 南総合事務組合、周陽環境 整備組合、周南東部環境施 設組合、周南地区衛生施設 組合、周南地区福祉施設組 合、宇部・阿知須公共下水 道組合、光地区消防組合、 山口県後期高齢者医療広 域連合、山口県市町総合事 務組合	8 第3条第 8号に規定 する事務	下松市、光市、長門市、柳 井市、美祢市_____、 周防大島町、和木町、 上関町、田布施町、平生町、 阿武町、柳井地区広域消防 組合、周東環境衛生組合、 玖珂地方老人福祉施設組 合、玖西環境衛生組合、熊 南総合事務組合、周陽環境 整備組合、周南東部環境施 設組合、周南地区衛生施設 組合、周南地区福祉施設組 合、宇部・阿知須公共下水 道組合、光地区消防組合、 山口県後期高齢者医療広 域連合、山口県市町総合事 務組合
9 略	略	9 略	略
10 略	略	10 略	略
11 略	略	11 略	略
別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とす る非常勤の職員 (第3条関係)		別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とす る非常勤の職員 (第3条関係)	
団 体	対象とする非常勤の職員	団体名	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 <u>地方公務員法第22条の2 第1項に規定する会計年度</u>	宇部市	1 <u>地方公務員法第22条第5 項の規定により任用された</u>

	<p><u>任用職員</u></p> <p>2 <u>宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員</u></p>		<p><u>臨時職員</u></p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により任用された臨時職員</u></p> <p>3 <u>宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員</u></p>
<u>山口市</u>	<p><u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員</u></p>	<u>山口市</u>	<p>1 <u>地方公務員法第 22 条第 5 項の規定により任用された臨時職員</u></p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により任用された臨時職員</u></p> <p>3 <u>山口市非常勤職員任用事務要領の規定により任用された嘱託職員</u></p>
<u>山陽小野田市</u>	<p><u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員</u></p>	<u>山陽小野田市</u>	<p><u>山陽小野田市臨時職員等の給与に関する規則に規定される臨時職員</u></p>

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 設置の主旨等

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者からの不服を審査決定するための中立的な機関として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条の規定に基づき設置するもの。

2 提案の理由

現委員 6 名の任期（3 年間）が令和 2 年 5 月 15 日に満了となることから、次期委員の選任案について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

3 候補者の略歴

氏名	住所	生年月日	職業	再任・新任の別
おかむら たくみ 岡村 匠				再任
いとうまさのり 伊藤正典				新任
たなかかずみ 田中一美				再任
さかもとかずよし 坂本和義				新任
ながおとしあき 永尾敏明				再任
しまたとしお 嶋田稔雄				新任

4 委員の任期

令和 2 年 5 月 16 日から令和 5 年 5 月 15 日（3 年間）

長門市教育委員会委員の任命について

1 提案の理由

河本清美（かわもと きよみ）教育委員会委員の任期が本年 5 月 18 日をもって満了することから、新たに川端由紀子氏を委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。

2 候補者の氏名・住所

氏名 川端 由紀子（かわばた ゆきこ）

住所



3 候補者の略歴

4 候補者の委員任期

令和 2 年 5 月 19 日から令和 6 年 5 月 18 日（4 年間）